

が市民一人ひとりのプライバシーの保護です。

行政には、住所、氏名、年齢、職業、家族構成、所得、資産といった個人に関する情報があり、これらは行政がサービスの提供を行う上で欠くことができないものです。

しかし、利用されている情報に、もし、誤りがあったり、むやみに外部に提供されることがあったりすると、プライバシーが侵害されたり、トラブルを引き起こす原因にもなりかねません。

市では、情報公開条例の施行と同じ平成10年10月に『登別市個人情報保護条例』を施行し、市が持っている個人情報の適正な取り扱いの確保について必要な事項を定めるなど、個人の権利や利益をしっかりと保護しています。

また、この個人情報保護条例では

- ・自己に関する個人情報の開示を請求する権利
- ・自己に関する個人情報に誤りがある場合に訂正を請求する権利
- ・自己に関する個人情報、適正な手続きに基づかないで収集された場合に、その削除を請求する権利
- ・自己に関する個人情報、適正な理由もなく、目的外利用や外部提供されている場合に、その中止を求める権利

などの権利を保障しています。

個人情報の開示や訂正請求などの請求をできる方は原則としてその情報の本人のみで、請求は請求内容に応じて

定められた申請書に、氏名や住所のほか、所定の事項を記入し、総務課に提出して行います。

請求に対する決定機関や閲覧方法、写しの交付にかかる費用などは、情報公開条例の場合と同じです。

非公開や非開示などに不服があるときは？

市民のみなさんが情報公開条例や個人情報保護条例に基づいて請求した場合に、実施機関が非公開や非開示など請求どおりに決定できない場合があります。

そのような決定に不服がある場合は、不服申し立てができます。

不服申し立てがあった場合、実施機関は、情報公開や地方自治などの有識者5人の委員で構成する第三者機関『登別市情報公開及び個人情報保護審査会』に諮問し、その答申を尊重して、再度、公開や開示などをするか否かの決定を行うこととなります。

情報公開法の制定と情報公開条例の見直し

情報公開制度は、地方自治体が先導する形で定着してきたシステムです。

今年4月に国の情報公開法が施行されましたが、国は地方自治体の実績の上に今回の法律を制定したといえるかも知れません。

このため、国の情報公開法には、それぞれの地方自治体の条例を上回る、時代に見合った規定が盛り込まれています。

市でも、国の情報公開法に合わせた条例の見直しが必要になってきました。例えば、原則公開の趣旨をさらに明確にするために「公開しないことができずる公文書」を最小限に限定し、それ以外は「公開しなければならぬ」としたり、情報処理技術が進展する今日に合わせ、コンピュータシステムによって保管されるデータなど電磁的記録を公文書の範囲に含めたりするといった規定の改正が考えられるでしょう。

今後、市は、市民のみなさんや『情報公開及び個人情報保護審査会』などの意見を参考にしながら、情報公開がより開かれたものとなるように条例改正の検討を進めていきます。

情報の公開から、情報の共有に向けて

情報公開条例による公開請求は、疑問や不信感がある背景にあると言われています。情報公開条例は、言わば行政への疑問や不信感を解消するためのセーフティネット（安全網）という役割も担っています。

しかし、大切なことは、疑問や不信感を持たれることのないように、行政が市民のみなさんにいつでも納得のいくような説明を行うことができるよう仕事を進めることです。

また、行政が市民のみなさんに対し、積極的に情報を提供し、これを共有することができるように体制づくりと施設の整備を進めていかなければなりません。

現在、IT（情報処理技術）が目覚



▲(右)『市職員出前フリートーク』の様子
▲(左)11月3日にオープンした『登別市地域情報センター』
◀『まちづくりカタログ』

ましい進歩を遂げており、インターネットなどのメディアを利用することにより、市民のみなさんは知りたいときに気軽に市が保有する情報を入手することもできるようになってきました。

市は、これまでも『市民と共に進めるまちづくり』を基本理念として、市民のみなさんが市政に参画できるように、広報紙やパンフレットの作成、市のホームページの開設をはじめ、職員が市民のもとへ伺い、市が取り組んでいる事業や計画などについて情報の提供や意見交換などを行う『市職員出前フリートーク』の実施、市がどのような事業に取り組んでいるのかを総合的